7　法第十一条の六十六第一項第六号の二の主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

一　中小企業等経営強化法第十四条第一項の承認を受けている会社

二～八　（略）

8～15　（略）

（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正）

第二条　漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省農林水産省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（連合会の子会社となる専門子会社の業務等）	（連合会の子会社となる専門子会社の業務等）
第二十七条　（略）	**第二十七条**　（略）
2～5　（略）	2～5　（略）
6　法第八十七条の三第一項第六号（法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条及び次条第一項第七号において同じ。）の主務省令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。次項及び第四十五条第一項第三号において同じ。）に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次の各号のいずれかに該当する会社とする。	6　法第八十七条の三第一項第六号（法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条及び次条第一項第七号において同じ。）の主務省令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。次項及び第四十五条第一項第三号において同じ。）に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次の各号のいずれかに該当する会社とする。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　中小企業等経営強化法第十六条第一項の認定を受けている会社	四　中小企業等経営強化法第十条第一項の認定を受けている会社
7　法第八十七条の三第一項第六号の二（法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条及び次条第一項第七号において同じ。）の主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次の各号のいずれかに該当する会社とする。	7　法第八十七条の三第一項第六号の二（法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条及び次条第一項第七号において同じ。）の主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次の各号のいずれかに該当する会社とする。
一　中小企業等経営強化法第十四条第一項の承認を受けている会社	一　中小企業等経営強化法第八条第一項の承認を受けている会社
二～八　（略）	二～八　（略）
8～15　（略）	8～15　（略）

（農林中央金庫法施行規則の一部改正）

第三条　農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府農林水産省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（専門子会社の業務等）	（専門子会社の業務等）
第九十五条　（略）	**第九十五条**　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）
4　法第七十二条第一項第九号の主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次のいずれかに該当する会社とする。	4　法第七十二条第一項第九号の主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次のいずれかに該当する会社とする。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　中小企業等経営強化法第十六条第一項の認定を受けている会社	四　中小企業等経営強化法第十条第一項の認定を受けている会社
5　法第七十二条第一項第九号の二の主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次の各号のいずれかに該当する会社とする。	5　法第七十二条第一項第九号の二の主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次の各号のいずれかに該当する会社とする。
一　中小企業等経営強化法第十四条第一項の承認を受けている会社	一　中小企業等経営強化法第八条第一項の承認を受けている会社
二～八　（略）	二～八　（略）
6～13　（略）	6～13　（略）

附　則

この命令は、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月十六日）から施行する。